

決定告示年月日	平成5年8月10日 昭島市告示第 197 号
変更告示年月日	平成 28 年6月 23 日 昭島市告示第 166 号

田中町一丁目地区地区計画

名 称		田中町一丁目地区地区計画
位 置※		昭島市田中町一丁目及び田中町二丁目各地内
面 積※		約3.7ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	周辺の住環境を保全しつつ、市役所整備に関連して立地する商業・業務系の土地利用の適切な誘導を図り、それを支える道路等の公共施設を整備し、市の行政の中心地区を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	地区内を公共施設地区、複合施設地区、低中層住宅地区に分け、公共施設とそれに関連する商業・業務施設及び住宅等からなる土地利用を誘導する。 (1) 公共施設地区 市役所等の公共施設の立地を図る。 (2) 複合施設地区 店舗、事務所を主体とし、居住環境と調和した、複合市街地の形成を図る。 (3) 低中層住宅地区 住宅を主体とする周辺環境と調和した地区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の居住者及び市役所への来訪者の自動車交通や歩行の安全性と利便性を確保するため、地区の骨格となり、市役所への動線を処理する道路及び地区内の土地利用を支える道路の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	(1) 公共施設地区 住宅地への圧迫感の低減、歩行者空間やオープンスペースの充実のために壁面の位置の制限を、景観的な調和のために建築物等の形態又は意匠の制限を行い、周辺の住宅地との調和に留意した優れた建築物を整備する。 (2) 複合施設地区 敷地の狭小化を防止し、住宅との調和を図りつつ、店舗、事務所を誘導するため、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限を行う。 (3) 低中層住宅地区 敷地の狭小化を防ぐとともに、小規模な店舗、事務所と住宅が複合する建物を誘導していく。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考
			補助幹線道路※	1 6 m	約 2 2 8 m	—	拡幅
			区画道路 1 号※	9 m	約 1 1 3 m	—	拡幅
			区画道路 2 号※	9 m	約 1 3 2 m	—	拡幅
			区画道路 3 号※	9 m	約 9 6 m	—	新設
			区画道路 4 号※	9 m	約 1 3 3 m	—	拡幅
			区画道路 5 号	6 m	約 1 3 5 m	—	拡幅
			区画道路 6 号	6 m	約 4 2 m	—	新設
			区画道路 7 号	6 m	約 1 1 7 m	—	新設及び拡幅
			区画道路 8 号	4 m	約 5 0 m	—	拡幅
	建築物等に関する事項	地区の区分	公共施設地区		複合施設地区		低中層住宅地区
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ・市役所、その他公益上必要な施設		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ・住宅 ・住宅で事務所、店舗を兼ねるもの ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号に掲げる営業に係る建築物及び同条第 6 項第 5 号に掲げる営業に係る建築物を除く） ・事務所 ・ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業に係る建築物を除く） ・前各号の建築物に付属するもの		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ・住宅 ・住宅で事務所、店舗を兼ねるもの ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・床面積 5 0 0 m²以下の店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号に掲げる営業に係る建築物及び同条第 6 項第 5 号に掲げる営業に係る建築物を除く） ・床面積 5 0 0 m²以下の事務所 ・前各号の建築物に付属するもの

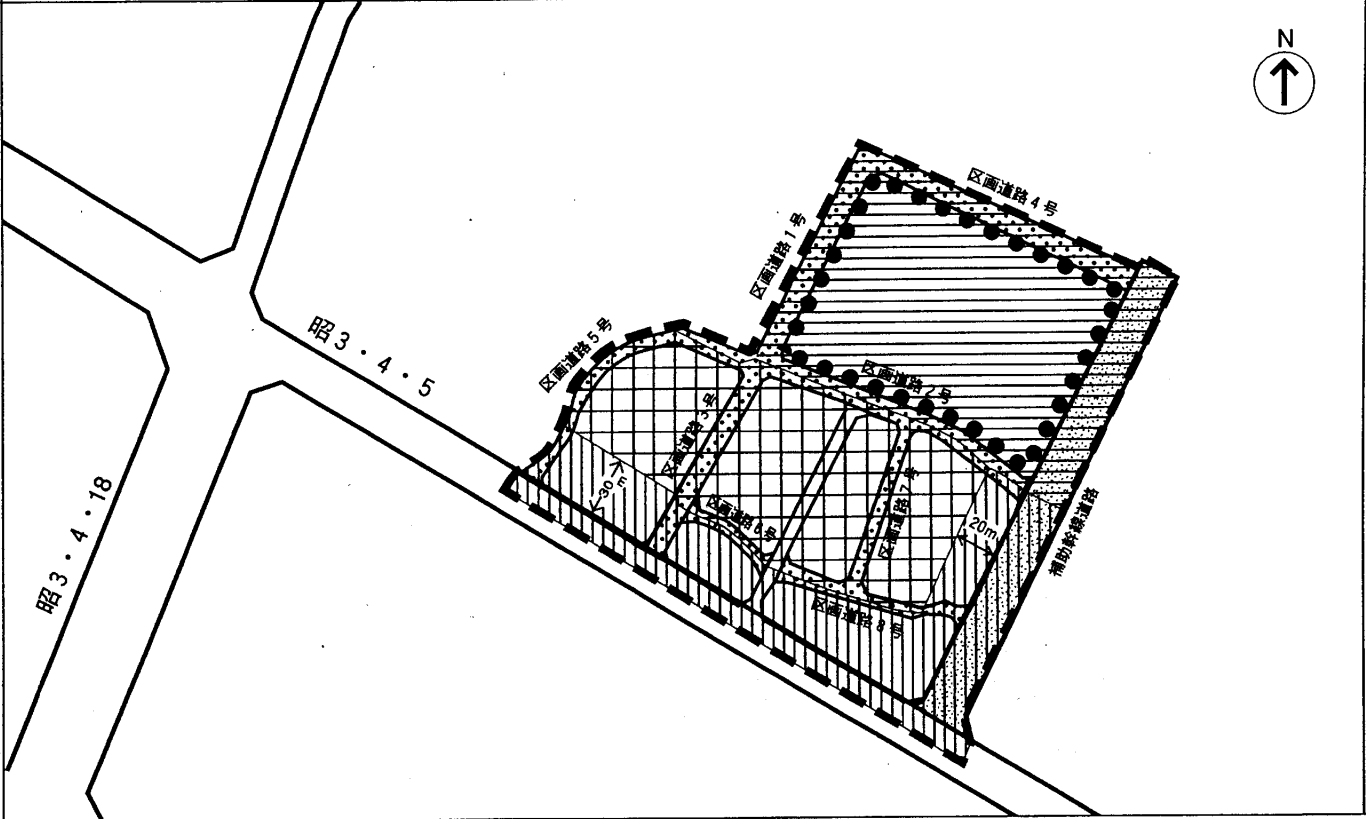
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	—	1 0 0 m ²
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、刺激的な原色や光沢のある素材を避け、周辺の住宅地と調和のとれた落着きのあるものとする。	
		壁面の位置の制限	道路境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線までの距離の最低限度は、3. 0 mとする。	—
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、次の各号の一に該当するものとする。 1. 植樹帯 2. 生垣又はフェンス等の透視可能なさく	道路に面する垣又はさくは、次の各号の一に該当するものとする。 1. 生垣又はフェンス等の透視可能なさく 2. 補強コンクリートブロック造等で、高さ1. 5 m以下のもの。 ただし、その位置を道路端から1. 0 m以上後退し、後退した敷地の部分に植栽が設けられているものについては、この限りでない。

※は知事協議事項

「区域は計画図表示のとおり」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。

田中町一丁目地区地区計画



決定告示年月日
平成5年8月10日
昭島市告示第197号

凡 例		公共施設地区		区画道路
		複合施設地区		建物の壁面の位置の制限
		低中層住宅地区		地区計画区域
		補助幹線道路		